

とちぎの病院等見学支援事業費補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 県の交付するとちぎの病院等見学支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、当該年度の予算の範囲内において交付するものとし、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この要領において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、とちぎの病院等見学支援事業実施要綱（平成26年12月18日付け医政第1093号。以下「実施要綱」という。）第3条に定める事業とする。

(交付の相手方)

第3条 この要領において、補助を受けることができる者は、実施要綱第2条に定める者（この補助金の交付を受けたことがないものに限る。）とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象とする経費は、病院等見学の行程上必要と認められる旅費とする。

(補助金の額)

第5条 この補助金は、次に定める（1）及び（2）により算出された額を県の予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 補助金事業の実施に当たり、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額を当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金は、第2条に規定する対象事業以外に使用してはならない。
- (2) この補助金を目的以外に使用した場合は、補助金交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。
- (3) 交付対象事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を

受けなければならない。

- (5) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (8) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（軽微な変更）

第7条 前条第3号及び第4号にいう軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 20パーセント以上の事業費又は事業量の変更をすること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業種目を変更し、又は廃止すること。

（申請手続）

第8条 この補助金の交付の申請は、規則の別記様式第1による交付申請書に別に定める書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

（変更の承認又は追加交付申請）

第9条 第6条第3号から第5号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、別に定める変更承認申請書に変更内容及び理由を記載した書類を添付して、速やかに知事に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、変更承認申請書に変更内容及び理由を記載した書類を添付して、交付申請の手続に従い知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 この補助金の実績報告は、規則の別記様式第2による実績報告書に関係書類を添えて、事業の終了後速やかに知事に提出しなければならない。

（請求手続）

第11条 この補助金の交付の請求は、規則の別記様式第4による請求書に交付額の確定通知書の写しを添えて、知事が別に定める日までに知事に1部提出するものとする。

（交付決定の取消・返還）

第12条 補助の条件に従わなかったとき、また、補助金の不正使用若しくは不正受給があったとき、その他補助事業において不正行為があったと認められた場合は、知事は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第13条 特別の事情により、第8条から第11条に定める手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
50千円	栃木県内の病院等の見学に行程上必要と認められる旅費（ただし、県の旅費規程に準じるものとする。）	10分の10